

長久手市建設工事余裕期間制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長久手市が発注する建設工事において、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設資材の調達及び労働力確保に資するための余裕期間を設定する工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 請負者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期（以下「着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、着手日から工事の終期（以下「完了日」という。）まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間であり、契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工期をいう。
- (4) 発注者指定方式 発注者があらかじめ着手日を指定する方式をいう。
- (5) 任意着手方式 請負者が着手日を余裕期間内の任意の日（長久手市の休日定める条例（平成元年長久手町条例第22号）第1条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）から選択できる方式をいう。
- (6) 着手期限日 任意着手方式を指定された工事において、請負者が工事に着手しなければならない期限をいい、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示するものをいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象となる工事は、維持修繕及び機器更新等に係る工事を除き、余裕期間を設定しても工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、発注者がこれを適用することが有利であると判断したものとする。なお、緊急性のある工事その他余裕期間制度によることが適当でない認められる工事については、この限りでない。

(余裕期間)

- 第4条 発注者は、請負者が労働力及び建設資機材を余裕を持って確保することができるようにするため、相当の期間をもって余裕期間を設けるものとする。ただし、余裕期間は90日を超えないものとする。
- 2 余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
 - 3 請負者は、余裕期間内に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、設計の照査及び関係者との協議は、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の規定により請負者が余裕期間内に行う準備に係る経費は、請負者の負担とする。
 - 5 請負者は、余裕期間内について、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の配置を要しない。

(実工期の定め等)

- 第5条 発注者は、発注者指定方式とした工事にあつては着手日を、任意着手方式とした工事にあつては実工期に係る標準日数及び着手期限日を定め、特記仕様書に明示するものとする。
- 2 発注者指定方式を指定された工事の請負者は、発注者が定めた着手日よりも前に工事に着手することを希望するときは、着手日の変更について、発注者に協議を申し出ることができる。
 - 3 任意着手方式を指定された工事の請負者は、落札後速やかに着手日を決定し、工事の始期届出書（様式第1号）により発注者に届け出なければならない。この場合において、請負者は、完了日が休日となる日を工事の着手日とすることはできない。
 - 4 任意着手方式を指定された工事の請負者は、前項の規定により着手日を届け出た後に、着手日を変更することを希望するときは、発注者に協議を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、着手日の変更をすることはできない。
 - (1) 変更後の着手日が着手期限日よりも後の日となる場合
 - (2) 実工期の日数に変更が生じる場合

(契約関係の取扱い)

第6条 工事請負契約書に記載する工期は、発注者指定方式による場合は実工期の着手日及び完了日とし、任意着手方式による場合は様式第1号により届け出た着手日及び完了日とする。

- 2 請負者は、長久手市公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、着手日の前日までに現場代理人等通知書を提出しなければならない。
- 3 請負者は、契約締結後10日(休日を除く。)以内に、工事实績情報システム(コリンズ)に受注の登録を行わなければならない。登録にあたって契約工期は全体工期とし、技術者情報(従事期間)は実工期とすること。
- 4 余裕期間を設定する工事における契約保証の期間は、発注者指定方式による場合は契約締結日から実工期の完了日までとし、任意着手方式による場合は契約締結日から様式第1号により届け出た完了日までとする。
- 5 請負者は、着手日より前に前払金の支払の請求をすることはできない。
- 6 請負者は、建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を着手日以後速やかに発注者に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、請負者の負担とする。

(工事名)

第8条 余裕期間制度を適用する工事について、発注者指定方式による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・発注者指定)」、また、任意着手方式による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・任意着手)」を付すものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。